テレワーク助成金情報

厚生労働省

・新型コロナウイルス感染症対策のための時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)

特例として設けられた、新型コロナウイルス感染症対策を目的にテレワークへの取組を行う中小企業事業主を支援する時限付きの助成金。

対象企業

・全国の中小企業事業主
※労働者人数や資本・出資額等で条件あり

支給額

・補助率: 1/2 (1企業当たりの上限額:100万円)

期間

・交付申請期間 2020年3月9日 - 2020年5月29日 (予定)

・助成の対象となる事業の実施期間 2020年2月17日 - 2020年5月31日 ※支払いに関しても2020年5月31日までに終わらせる必要があります。

掛売り等で6月以降の支払いとなる場合は対象外となります。

・テレワーク用通信機器(※)の導入・運用

※シンクライアント端末 (パソコン等) は対象となりますが、

シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対

象外となります。

助成対象

・就業規則・労使協定等の作成・変更

・労務管理担当者に対する研修

・労働者に対する研修、周知・啓発

・外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング 等

・令和2年度 働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、 在宅又はサテライトオフィスにおいて就業する

テレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成。

対象企業

・全国の中小企業事業主

※労働者人数や資本・出資額等で条件あり

達成:補助率3/4

1 企業当たりの上限額:300万円 1 人当たりの上限額:40万円

支給額

未達:補助率1/2

1 企業当たりの上限額:200万円 1 人当たりの上限額 :20万円

※成果目標の達成有無で補助率と上限額が変わります。

期間

· 交付申請期間 2020年4月1日 - 2020年12月1日 (予定)

・テレワーク用通信機器の導入・運用(※)

※シンクライアント端末(パソコン等)は対象となりますが、 シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入

費用は対象外となります。

助成対象

・保守サポートの導入

・クラウドサービスの導入

・就業規則・労使協定等の作成・変更

・労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発

・外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング 等

助成金についての御問い合わせは弊社まで御連絡下さい。

テレワーク助成金情報

東京都

・ 事 業 継 続 緊 急 対 策 (テ レ ワ ー ク) 助成金

新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策として、都内中堅・中小企 業に対しテレワークの導入に必要な機器やソフトウエア等の経費を助成。

対象企業

・常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を 置く中堅・中小企業

・都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」に参加していること ※その他にも要件があります。詳細についてはHP内の募集要項をご確認 ください。

支給額

・補助率:10/10(1企業あたりの上限額:250万円)

期間

・支給決定日以後、令和2年6月30日までに完了する取組が対象

助成対象

・機器等の購入費(例:パソコン、タブレット、VPNルーター) ※税込単価1.000円以上10万円未満の機器

※助成対象となる機器カテゴリには指定有。募集要項をご確認ください。

- ・機器の設置・設定費 (例:VPNルーター等機器の設置・設定作業費)
- ・保守委託等の業務委託料(例:機器の保守費用)
- ・導入機器等の導入時運用サポート費 (例:操作説明マニュアル作成費)
- ・機器のリース料 (例:パソコン等リース料)
- ・クラウドサービス等ツール利用料(例:コミュニケーションツール使用料)

・はじめてテレワーク(テレワーク導入促進整備補助金)

東京都のワークスタイル変革コンサルティングを受けた企業等に、テレ ワークをトライアルするための職場構築経費及び制度整備費を補助。

対象企業

- ・東京都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングを受けていること
- ・都内に勤務している常時雇用する労働者を2人以上999人以下、かつ6か月以上 継続して雇用していること
- ・就業規則にテレワークに関する規定がないこと
- ・都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」に参加していること ※その他詳細な要件については、HP内の募集要項をご確認ください。

·補助率:10/10

支給額

従業員数300人 - 999人の企業:110万円 従業員数100人 - 299人の企業:70万円 従業員数100人未満の企業 :40万円 ※いずれも制度整備費10万円を含む。

期間

- ・交付申請期間 令和2年4月8日から令和3年3月31日まで(必着)
- ・補助対象期間 令和2年4月8日以降、支給決定日から3か月以内

・東京都が別途管理・提供する「テレワーク導入プラントより選定した テレワーク環境を構築するための機器・関連ソフト等導入費用

助成対象

- ・モバイル端末等整備費用
- ・テレワークに関する規定を就業規則に定めることに要する専門家への委託費

助成金についての御問い合わせは弊社まで御連絡下さい。